



# 宮 崎 県 公 報

令和 7 年 3 月 17 日（月曜日） 第 594 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号

K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日

購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 64,800 円

## 目 次

規 則	頁	
○宮崎県財務規則の一部を改正する規則……………（財政課） 1		を定める規程の一部を改正する訓令……………（財政課） 2
○製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則…（衛生管理課） 1		<b>公安委員会規則</b>
○宮崎県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則……………（ “ ” ） 2		○宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則…………… 4
訓 令		<b>選挙管理委員会告示</b>
○宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式		○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 5
		○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 5

## 規 則

宮崎県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第 6 号

#### 宮崎県財務規則の一部を改正する規則

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（備品購入計画書）</p> <p>第 157条 部局の長は、予算が成立したときは、当該部局に係る備品の購入計画を立て、備品購入計画書を作成して、<u>予算成立の日から7日以内に総務部長に提出</u>しなければならない。</p> <p>2 前項の備品購入計画書を提出した後に備品購入計画を変更する必要があるときは、部局の長は、直ちに、その変更部分に係る備品購入計画書を作成して総務部長に提出しなければならない。</p> <p>3 総務部長は、<u>前2項の規定により提出された備品購入計画書を適当と認め</u>たときは、これを部局の長に通知するものとする。</p> <p>4 部局（警察本部を除く。）の長は、前項の規定により通知された備品購入計画書の写しを物品管理調達課長に送付しなければならない。</p>	<p>（備品購入計画書）</p> <p>第 157条 部局の長は、予算が成立したときは、<u>直ちに</u>、当該部局に係る備品の購入計画を立て、備品購入計画書を作成しなければならない。</p> <p>2 前項の備品購入計画を変更する必要があるときは、部局の長は、直ちに、その変更部分に係る備品購入計画書を作成して総務部長の承認を受けなければならない。</p> <p>3 部局（警察本部を除く。）の長は、備品購入計画書を作成したときは、<u>第1項の備品購入計画書</u>にあっては予算成立の日から7日以内に、<u>前項の備品購入計画書</u>にあっては総務部長の承認を受けた後直ちに、会計管理者に提出しなければならない。</p>

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第 7 号

#### 製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則（昭和42年宮崎県規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
様式第 5 号（第 7 条関係） [略]		様式第 5 号（第 7 条関係） [略]	
[略]		[略]	
試験合格	[略]	試験合格	[略]
免許の取消 処 分		有 _____ 無 _____	有 _____ 無 _____
[略]		処 分 の 有 無	有 _____ 無 _____
[略]		処 分	[略]

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の製菓衛生師法施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の製菓衛生師法施行細則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

3 この規則の施行の際現に存する改正前の規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

宮崎県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第 8 号

宮崎県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

宮崎県食品衛生法施行細則（昭和 45 年宮崎県規則第 21 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 4、別記様式第 8 及び別記様式第 9 中「食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥」を「食管・食監・調・製・栄・管栄・船舶・と畜・食鳥」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存する改正前の宮崎県食品衛生法施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

訓 令

宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和 7 年 3 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第 1 号

本 庁  
各出先機関

宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程の一部を改正する訓令

宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程（平成元年訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 82 号を次のように改める。



公安委員会規則

宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 17 日

宮崎県公安委員会委員長 島 津 久 友

宮崎県公安委員会規則第 3 号

宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

宮崎県警察の組織に関する規則（昭和56年宮崎県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(生活安全少年課)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4～11 [略]</p> <p>(生活環境課)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 生活環境課に許可等事務管理室を置く。</p> <p>3 許可等事務管理室においては、所管する法令に係る許可、認定、登録、届出等に関する事務をつかさどる。</p> <p>4 許可等事務管理室に許可等事務管理室長を置き、警視又は警部をもって充てる。</p> <p>5 許可等事務管理室長は、上司の命を受け、許可等事務管理室の事務を掌理する。</p> <p>(交通企画課)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>(警備部の分課)</p> <p>第26条 警備部に、次の3課及び機動隊を置く。</p> <p>警備第一課</p> <p>警備第二課</p> <p>外事課</p> <p>(警備第二課)</p> <p>第28条 警備第二課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 警備実施に関すること。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 警衛に関すること。</p> <p>(4) 警護に関すること。</p>	<p>(生活安全少年課)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 生活安全少年課に特殊詐欺等抑止対策室を置く。</p> <p>5 特殊詐欺等抑止対策室においては、特殊詐欺等の抑止に関する事務をつかさどる。</p> <p>6 特殊詐欺等抑止対策室に特殊詐欺等抑止対策室長を置き、警視又は警部をもって充てる。</p> <p>7 特殊詐欺等抑止対策室長は、上司の命を受け、特殊詐欺等抑止対策室の事務を掌理する。</p> <p>8～15 [略]</p> <p>(生活環境課)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 生活環境課に許可等事務管理センターを置く。</p> <p>3 許可等事務管理センターにおいては、所管する法令に係る許可、認定、登録、届出等に関する事務をつかさどる。</p> <p>4 許可等事務管理センターに許可等事務管理センター長を置き、警視をもって充てる。</p> <p>5 許可等事務管理センター長は、上司の命を受け、許可等事務管理センターの事務を掌理する。</p> <p>(交通企画課)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>2 交通企画課に自動運転・小型モビリティ対策室を置く。</p> <p>3 自動運転・小型モビリティ対策室においては、自動運転及び小型モビリティ対策に関する事務をつかさどる。</p> <p>4 自動運転・小型モビリティ対策室に自動運転・小型モビリティ対策室長を置き、警視又は警部をもって充てる。</p> <p>5 自動運転・小型モビリティ対策室長は、上司の命を受け、自動運転・小型モビリティ対策室の事務を掌理する。</p> <p>(警備部の分課)</p> <p>第26条 警備部に、次の4課及び機動隊を置く。</p> <p>警備第一課</p> <p>警備第二課</p> <p>外事課</p> <p>国スポ・障スポ警備対策課</p> <p>(警備第二課)</p> <p>第28条 警備第二課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 警備実施に関すること（国スポ・障スポ警備対策課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 警衛に関すること（国スポ・障スポ警備対策課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(4) 警護に関すること（国スポ・障スポ警備対策課の所掌に属</p>

<p>(5)~(10) [略] 2~13 [略] (外事課) 第28条の2 [略]</p>	<p>するものを除く。)。) (5)~(10) [略] 2~13 [略] (外事課) 第28条の2 [略] (国スポ・障スポ警備対策課) 第28条の3 国スポ・障スポ警備対策課においては、次の事務をつかさどる。 (1) 第81回国民スポーツ大会及び第26回全国障害者スポーツ大会に係る警備実施、警衛及び警護に関すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、本部長及び警備部長の命ずる事務に関すること。</p>
---	---

附 則

この規則は、令和7年3月19日から施行する。

**選挙管理委員会告示**

**宮崎県選挙管理委員会告示第11号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和7年2月24日現在次のとおりである。

令和7年3月17日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 17,553人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 209,706人

**宮崎県選挙管理委員会告示第12号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和7年2月24日現在次のとおりである。

令和7年3月17日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

児湯郡選挙区 18,152人

--	--